

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災保険給付に必要な経費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和22年度		担当課室	労災管理課		木暮 康二		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		施策名	Ⅱ 2 3 労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法第2条の2 ・石綿による健康被害の救済に関する法律第59条第1項		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別紙のとおり							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	798,703	796,954	793,061	785,784	781,458	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	798,703	796,954	793,061	785,784	781,458		
	執行額	749,648	744,457	750,826				
執行率(%)	93.9%	93.4%	94.7%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)	
	本経費は被災労働者等の請求に基づき支給する保険給付費であり、定量的な成果指標を示すことは困難である。			成果実績	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	保険給付支払件数			活動実績(当初見込み)	件数	5,289,791	5,288,237	5,347,662
					-	(-)	(-)	(-)
単位当たりコスト	- (円/)		算出根拠	本経費は被災労働者等の請求に基づき支給する保険給付費であり、単位当たりコストの算出は困難である。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	保険給付費	785,784	781,458	給付見込みの減による減				
	計	785,784	781,458					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	労災の被災労働者等への保険給付は広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	強制加入保険である労災保険の給付については、労災保険を管掌する国が直接実施すべき事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であることから、受益者との負担関係は妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	保険給付費は労災の被災労働者等への保険給付に必要な経費である。
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	—
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	—
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 国家公務員災害補償制度(人事院) 地方公務員災害補償制度(総務省)	類似の制度があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—
点検結果	<p>労災保険は、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、障害を受け、死亡した場合等に、被災労働者等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うものであり、削減は困難である。 当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>労災保険給付に必要な経費については、執行状況を踏まえ、予算要求に反映させること。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	<p>執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる削減(反映額: ▲4,327百万円)</p>		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	657	平成23年行政事業レビュー	0595

厚生労働省
750, 826百万円(平成23年度執行額)
(労災保険給付については給付種別に応じて厚生労働本省及び都道府県労働局・労働基準監督署にて支払を行っている。)

業務上の理由又は通勤による労働者の負傷、
疾病、死亡等に対して迅速かつ公正な保護に資
するために必要な保険給付。

【被災労働者等の請求に基づき支給】

A. 被災労働者等
533, 158百万円

〔年金等給付を請求〕

【医療機関等の請求に基づき支給】

B. 医療機関等
217, 668百万円

〔被災労働者に必要な療養の給付〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.被災労働者等			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険給付費	年金等給付(現物給付を除く)	533,158			
計		533,158	計		0
B.医療機関等			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険給付費	被災労働者に必要な療養の給付	217,668			
計		217,668	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	年金等給付を請求	533,158		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	医療機関等	被災労働者に必要な療養の給付	217,668		

【事業概要】

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、以下の保険給付を支給している。

- 療養(補償)給付 : 必要な療養の給付又は療養の費用の支給
- 休業(補償)給付 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額
- 障害(補償)給付
 - ・障害(補償)年金
 - : 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金
 - ・障害(補償)一時金
 - : 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金
- 遺族(補償)給付
 - ・遺族(補償)年金
 - : 死亡した労働者の遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金
 - ・遺族(補償)一時金
 - : ①遺族(補償)年金を受け得る遺族がいない場合、又は②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合、給付基礎日額の1000日分(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)
- 葬祭料・葬祭給付
 - ・死亡した労働者の葬祭を行う場合、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)
- 傷病(補償)年金
 - ・傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において、①傷病が治ゆ(症状固定)していない場合であり、かつ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金
- 介護(補償)給付
 - : 障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(神経・精神の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けている者に対し、①常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、104,290円を上限とする。)、②随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,150円を上限とする。)
- 二次健康診断等給付
 - : 事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、①検査を受けた労働者が、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲又はBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されており、かつ②脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められる場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付

また、石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿健康被害救済法)に基づき、労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫等の指定疾病等にかかり、これにより死亡した者の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した場合に、以下の特別遺族給付金を支給している。

- 特別遺族給付金
 - ・特別遺族年金
 - : 死亡した労働者の遺族の数に応じ、330万円から240万円の年金
 - ・特別遺族一時金
 - : ①石綿健康被害救済法施行日において、特別遺族年金の受給権者がいないとき、又は②特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、すでに支給された特別遺族年金の額が、①の場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のときに、1,200万円の一時金(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)

0532-2

